

令和7年9月26日開催

## 新庄市農業委員会第28回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年9月）議事録

1. 開催日時 令和7年9月26日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊藤 和彦
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
18番 佐藤 喜代志	19番 高山 光弥

4. 欠席した委員（1名）

15番 三原 幸一

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 95 号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
- 日程第 3 議案第 96 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 97 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 98 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 6 議案第 99 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
- 日程第 7 議案第 100 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
- 日程第 8 報告第 75 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 9 報告第 76 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 今田 新 局長補佐 鏡 彰 広  
主任 結城 美緒

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第28回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員数は18名です。欠席通告者は15番三原幸一委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第28回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番指村貞芳委員と6番森良一委員の両名

をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第95号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第95号農地法第3条の規定による許可の取消しについて、新庄地区1件ございます。

今年の4月総会に許可決定されましたが、譲渡人の都合により最終的な合意に至らず取消しの申請がありました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第95号農地法第3条の規定による許可の取消しについて、新庄地区1番につきまして9月23日に調査確認しました。理由は議案書の通りです。譲受人も了承しており問題ないと判断します。よろしくをお願いします。

○議長

これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第95号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第95号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。

権利設定の内訳としましては、所有権移転が1件、使用貸借権再設定が1件でございます。尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、9月21日に調査確認しました。譲渡人が体調不良の為管理が困難となり、農地を手離すことにしたそうです。この度管理してもらえる受け手が見つかったので、所有権移転に向けた申請となりました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区1番につきまして、9月20日に調査確認しました。同一世帯親子間の使用貸借権再設定である為、問題ないと判断します。よろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第96号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第97号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第97号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区1件、八向地区1件、計2件ございます。

萩野地区1番につきましては、砂利採取を行う事業計画で一時転用申請でございます。権利設定は1年間の使用貸借権で、地代を無料とし、採掘した砂利を買い取るという契約を行っております。

八向地区1番につきましては、資材置場を整備する事業計画です。立地基準については第一種農地、許可基準としては集落接続と判断いたしました。該当地は南側にいくほど低くなっている形状です。北側が高いため切土25cmを行い、南側は低いため盛土25cmを行い、整地工事を行います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、9月22日に調査確認しました。事務局の説明通りで間違いありません。尚、泉田川土地改良区に安全パトロールを依頼しておきました。よろしくをお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、9月21日に調査確認しました。事務局の説明通りで間違いありません。周辺への影響なく問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第97号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第97号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第98号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第98号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、稲舟地区1件ございます。

内容は1年間期間延長を行う事業変更申請でございます。この案件は昨年11月総会で上程され、今年2月に許可を受けております。今年の農地パトロール時に事業が履行されていないことが発覚しました。未着工の理由としては、自社の建設工事の際に出る土を使用するつもりでしたが、盛土を行う土が足りない為とのことでした。転用事業者には、早急に工事着手を行い、来年11月30日で完了するように勧告いたしました。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、9月22日に調査確認しました。建設工事の際に出る土を使用するつもりだったのが出来ず、着工が遅れたことが大きな理由ですが、1年間工期を延長して、それまでに工事を完了するよう勧告がなされたので、注視していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第98号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第98号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案の通り可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第99号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第99号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、萩野地区2件でございます。

権利設定の内訳としましては、賃貸借権再設定が2件でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第99号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第99号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当とし回答することに決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第100号農用地利用集積等促進計画（案）の要請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第100号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について萩野地区1件ございます。

今年の2月の総会で受人から現耕作者へ賃借権移転を行いました。所有者からの理解が得られず、受人へ賃借権を戻す形となりました。今作は現耕作者から受人への作業委託として、受人が耕作していたと確認しております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第100号農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第100号農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1件、稲舟

地区1件、八向地区1件、計3件ございます。

内容につきましてははいずれも相続による所有権移転で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第9、報告第76号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第76号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。

8月14日に担当農業委員と事務局で現地調査いたしました。既に農地性がなく、宅地化している状況です。県より現状回復命令はなく、非農地として法務局へ回答しております。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第76号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年9月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 指村 貞芳

議事録署名委員 森 良一